

## 令和4年度 長野県いじめ問題対策連絡協議会 意見交換要旨

- 1 日 時 令和4年 12月 16日 (金) 14:00~16:00
- 2 場 所 長野県庁 3階特別会議室
- 3 出席者 別紙「代表者名簿」参照
- 4 内 容
  - (1) 会長挨拶 (代理: 今井教育次長)
  - (2) 報告事項
    - ①令和3年度いじめの状況
    - ②長野県いじめ対応マニュアル「いじめの重篤化を防ぐために」
  - (3) 協議・意見交換
    - ①いじめ防止等のための具体的な取組について
      - ・関係機関・団体から
      - ・発表を受けて、各関係機関・団体への質疑応答
      - ・「課題」の共通事項について

今井次長: 協議に入りたいと思います。いじめ防止等に関する機関および団体の取組についてまず事務局から説明をお願いいたします。

事務局: 平成28年度の本協議会において関係機関団体からいじめ防止等に係る取組についての情報をご提供いただき、未然防止、早期発見早期対応、事後対応の三つに分け、取組計画としてまとめさせていただきました。そしてここまでの間関係機関団体が連携し、いじめ防止等の取組を進めてきたところです。事務局では、前回の取組計画から6年が経過し学校や社会の状況が変化していく中、改めてそれぞれの取組における課題や新たな取組を共有することで、今後のいじめ防止等の取組に生かしていけるのではないかと考えました。そこで本日は関係機関団体様に前回から更新した取組計画を発表していただき、意見交換の中で情報共有連携を一層深め、今後のいじめ防止等に係る取組を強く推進していくことができればと考えております。よろしくお願いいたします。

今井次長: では、事務局の提案に基づきそれぞれ未然防止、早期発見早期対応、事後対応に分けてご紹介をいただきながら全ての団体に発表いただき、その後各団体の課題の共通点について意見交換を行っていきたいと思います。では弁護士会の富沢様からお願いいたします。

富沢委員: 弁護士会の弁護士等に関する取組について、いじめの予防授業、子どもの人権相談について報告と説明をさせていただきます。まず弁護士の小学校での一連の予防授業についてですが、平成27~28年頃から長野県の弁護士が県内の小学校を対象に弁護士を学校に派遣して、2コマの授業でいじめの防止のための授業を人権という観点からお話させていただくものがあります。本年度も二十数クラス分を実施しています。実施した小学校の方からは「またぜひ弁護士さん来てください」と言ってくることが多いのかなと思っております。他方で、本いじめ予防授業は県の予算をつけていただいで実施しているものですが、来

年以降どれぐらいの回数を実施できるのか、何クラス分実施できるかというのはこれから協議させていただくことになっております。いじめの予防授業は、どちらかというともまだいじめの問題が顕在化していないところに防止の観点からお話させていただくというものになっておりますので、いじめ問題が現に起こっている、あるいは起こって解決したが、まだ直後でこういう話がなかなかしにくいというクラスの場合は、実施が難しいと言うことでお断りをさせていただいているところです。

子どもの人権相談につきましては、長野県弁護士会の HP に掲載されていますが、子どもの人権問題等々について人権相談の申し出を受けて、その申し出があった場合は長野県弁護士会における子どもの権利委員会でどう対応するかを協議し、子どもの権利委員会の委員が相談を受けて対応をしていくものとなっております。

今井次長： ありがとうございます。では続けて社会福祉会の曲渕さんお願いいたします。

曲渕委員： 先日「スクールソーシャルワーカー基礎研修」というものを実施しました。この研修では現職の資質向上というだけではなくて、今後の任用拡充というのを目的にしております、長野県社会福祉会以外の方も含めたくさんの方に受講していただきました。今後もいじめ・不登校地域支援チームの一員として、みんなが一丸となって早期支援を意識した対応を行っていきたいと思っています。来年以降もできればこういう基礎研修という形で実施していこうと思っています。

未然防止の取組としてはもう一つ、社会福祉会の中ではたくさんの地域学習会を行っております。いじめの発見は学校関係者以外でもされるということなので、会員や地域住民の啓発をコンスタントに行っていきたいと思っています。

次に早期発見の取組ですが、スクールソーシャルワーカーがチーム学校の一員としての学校との連携を行っております。また、「長野県児童虐待 DV24 時間ホットライン」にて電話による 24 時間体制の相談受付をしています。こちらはほとんどいじめの相談というのはないのですが、お話を聞く中で家庭の問題やお子さんの問題が見えてきますので、今後も丁寧に慎重に対応していこうと思っています。

続きまして事後対応等です。スクールソーシャルワーカーなど信頼できる大人の存在というのを子どもたちに知ってもらうことを大切にしております。未然防止や早期対応にも言えることですが、スクールソーシャルワーカーによる SOS の出し方教育が非常に重要かと思っています。以前もご紹介しましたが、岡谷市では 2 年にわたって全公立小・中学校に生徒だけではなくて保護者や先生への SOS の受け止め方ということも実施しました。大変有益でしたので今後もできれば他の地域でも拡充していきたいなと思っています。

今井次長： はい、ありがとうございます。では続いて精神保健福祉士協会夏目様お願いいたします。

夏目委員： 長野県精神保健福祉士協会です。私達は基本的には病院で勤務している者ですとか、あるいは地域のサポートシステムということでメンタルヘルスに関する仕事をしている人たちが多いという状況でございます。その中で特徴とすると、一つは自殺予防ゲートキーパー養成

を実施しています。これはある意味 SOS の発信の仕方、それをどう受け止めるかという部分があるので、単に自殺予防だけではなくていじめの問題等に関するそういった SOS が出てきたものをどうやってキャッチするかというあたりのノウハウを学んでいただくという意味で、このゲートキーパー養成というのは非常に有効であるかと思えます。当初は専門職対象としていましたけども、段々裾野を広げ教育関係の方など広くお声をかせていただいています。年間に北信中信東信南信で4回という形で取り組んでいます。

早期発見早期対応については、精神の関係で医療機関につながっている方が主訴として、いじめの問題で関わってくるってことはあまりないのですが、病気とか困難を抱えている人たちの背景の中にそういったいじめの問題が出てくる場合がありますので、相談時において主訴以外のこういった問題の発見ということについて関わっていくことがございます。

事後の対応等では地域や作業所等に関わっております。いじめがあったことによって、病気が発症した方も中においでになりますし、そういった経験を持つ方に対する PTSD の関わり、サポート等も行っているということがあります。

今井次長： ありがとうございます。次に、いじめ防止ながの県民ネットワークの吉池様お願いいたします。

吉池委員： いじめ防止ながの県民ネットワークでは、チャイルドラインや CAP ながのなどが入っていますが、CAP ながのとして今日お話しさせていただきます。暴力防止プログラムであり、人権教育プログラムを保育園から高校生に実施しています。そこではいじめだけに限らず性暴力や虐待に関しての暴力防止プログラムです。

まず教職員の先生方へのプログラムを実施します。先生方へのワークショップに関しては、いじめだけに今特化してお話しますが、被害を受けた子どもたちへの対応、話の聴き方、それから嫌だって言えること、先生に相談できる環境作りについて伝えています。先生方が困っているところでは、加害行為をしてしまった子どもたちへの対応です。加害行為をしてしまった子どもたちは一人一人様々な背景を抱えています。一人一人違う背景の子どもたちにどんな関りでできるか、学校でできる先生方の関わりを一緒に考えさせていただいています。

保護者の皆さんへのプログラムでは、いじめなど暴力にあったときに、嫌だって言えたり逃げるのができたり相談することができるということは、自分が大切だと思えるからこそできるということ、また暴力に遭ったときに跳ね返す力を育むために家庭ができることを一緒に考えていきます。例えば万引きをしてしまったりとか暴言をすぐ吐いたりすることも SOS のサインとしてその子に関わっていただきたいということも一緒に考えさせていただきます。

子どもたちへのワークショップはクラス単位で行います。中学校高校では周りの子がなぜいじめなのか、また周りの子ができることも一緒に考えていきます。もちろんいじめられた本人も、逃げる相談ができるよ、とできることを考えていきます。また、いじめられていい子は誰もいないということ、いじめはいじめられた子のせいじゃないということも伝えていきます。ワークショップ後、気持ちを話す「トークタイム」という時間があります。その中で、心配な子がいるんだけどどうすればいいですかとか、いじめられていて自分が悪いと思

っていたけれども相談していいんでしょうかなど話をしてくれます。周りで見ている子が何ができるか、というところ話をします。そこで告げ口と相談の違いを伝えます。告げ口というのはあの人と困らせるために誰かに言うこと。相談は自分が困っていて誰かに言うこと。だから見ただけでも自分が困った気持ちになれば相談していいよ、伝えていく。すると、トークタイムで多くの子どもたちが相談に来てくれます。

そして課題ですが、小中学校への CAP の実施が高校に比べるとまだ少ないという現状もあります。現在県教委から「子どもへの自殺予防等のための相談力向上事業」を委託していただいて、今日も午前中高校で実施してきました。高校生の感想の中に「小中学校時代のことを振り返って、つらかった過去が肯定された感じがして救われました」とありました。過去にいじめられた経験をたくさん抱えて高校生になっている生徒さんにたくさん出会います。やはり小・中学校のうちのいじめに関わっていく、トラブルに関わっていくことがどれだけ大事か。ずっと傷ついたらま生きづらさを抱えてきた、こういう子がたくさんいるという現実があるので、ぜひこれから小・中学校でも CAP を実施していきたいというのが私たちの願いであります。

今井次長： はい、ありがとうございます。課題につきましてはまた後ほど皆さんに意見交換をしながら深めていきたいと思えます。続けて長野県 PTA 連合会の宮川様、お願いいたします。

宮川委員： 私達保護者の立場としていじめを認知する気づき、やはり私達が一番子どもたちに近い場所にいますので、まずはその周知や保護者同士で学び合う機会を作ることを取り組んでいきたいなと思っています。学級懇談会や保護者同士の情報共有とあるように、出来あがった県のいじめ防止のマニュアル等をより広く会員の中で知っていただくような取組をしていくことが必要じゃないかなということを思っております。

現在、長野県 PTA 連合会では、未然防止に関わってネットモラルに関して考える機会を提供しています。様々な方法例えば PTA 新聞あとホームページ等もリニューアルしているんな形での方法で周知をする取組をしています。本協議会の中でそれぞれの皆様方の取り組んでおられる取組やこういった専門家の方々がいらっしゃることを PTA の組織に対して周知していく必要もあるかなと感じています。加害者被害者への家庭での見守りのものはやはりそれぞれの手遅れがあつていけないと思えますし、やはりそういった部分でプロの方々に教えをいただけるような環境があるということを発信していきたいと感じております。

今井次長： はい。ありがとうございます。市町村教育委員会連絡協議会丸山様お願いいたします。

丸山委員： 各市町村ではいじめ防止の基本方針を策定するとともに、この方針に基づいて各学校では対処方針が定められております。これに則り、学校長をはじめとする教職員はいじめを絶対に許さない、いじめほどの子供にもどの学校にも起きうるんだということを敏感に受け止め、危機感を持って未然防止をはじめとしたいじめの対応を実施しているというところでありませう。長野市におきましても、学校訪問や校長会などの機会を捉え、深い児童生徒の理解に立ち生徒指導の充実を図っていじめを起こさない学校作りについて指導助言を行っているとい

うところであります。

早期発見・早期対応について、各学校ではいじめの早期発見のために教師による観察、面談の実施、アンケート調査、によってその兆候をできるだけ早く捉えようとしております。最近1人1台端末が整備されたので、この1人1台端末を用いた相談フォームの活用ということもだいぶ進んでいるというふうに思っております。長野市の場合、このタブレット端末を活用した相談フォームを本年4月に開設し、2名の指導主事が学校と連携し対応にあたっているところです。11月末現在小中合わせて約200件の相談が寄せられまして、そのうちいじめに関するものが26%あったということです。

事後対応ですが、本市ではいじめの重大事態に該当する事案を現在扱っておりまして、その学校主体で調査を進めている事案、第三者委員会を立ち上げ調査を進めている事案があります。再調査の判断等ガイドラインに沿った対応を進めているところですが、課題にもありますようにスクールロイヤー、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家の支援なしではなかなか解決が難しいケースが多数あり、今後も関係機関専門家の皆様と連携を図ってまいりたいと考えております。

今井次長： はい。ありがとうございました。それでは次に高等学校長会、吉澤様お願いします。

吉澤委員： 高等学校では、いじめは絶対許されないということで各学校、いじめの対策のための組織を設置しながら防止に努めているところです。

早期発見・早期対応につきましては、生徒の変化をキャッチするということで担任を中心に行っておりますが、気づいたらすぐに全職員で情報交換を行う等対応をとっております。学校生活アンケート等も複数回実施し、今学校生活をどう感じているのかということ、生徒から調査をしたり、相談しやすい体制を整備したり、そのようなことを心がけているところです。

事後対応等につきましては、必要に応じて外部専門機関との連携を密にとり、加害者被害者、それぞれから十分話を聞き、見守りと相談支援ということで取り組んでおります。現在生徒指導の中に生徒相談を含めて対応している学校がほとんどであると認識しています。

今井次長： はい。では中学校長会林様お願いいたします。

林委員： 中学校も高等学校と重なる部分はありますけれども、未然防止については、年度当初新たなメンバーでスタートしたときに学校いじめ防止基本方針については第1回職員会等で話をし、また外部へもホームページ等を使って発信をしています。スタートを大事にするということ、また中学校は教科担任で多くの複数の教員が子供たちに関わりますので、情報共有をいかに速やかにしていくのが課題でもあり気をつけているところです。思春期に入って一人一人が自分を発揮する場面が少なくなりがちなのが中学校ですので、一人一人が自分の居場所があったり活躍の場があったり、安心して学級学校で過ごせるようにいじめが起きにくい学校作りをしています。また情報モラルについて、ネットいじめも増えているところあります。メディアコントロールの研修や講演会の中でこのいじめについての啓発については

保護者や生徒に大事に伝えるようにしております。相談窓口の周知については校内に掲示するだけではなくて生徒が持っている生徒手帳に必ず公的な機関も含め、こんな場所に連絡すれば大丈夫だよっていうところも毎年更新をしていくようにしています。また教員側だけでなく生徒会活動の中で挨拶運動や互いの良さを伝え合う場面を子どもたち自身ができるようにしていくということでもあります。

早期発見・早期対応については先ほど高等学校の方からお話があったのと同じであります。いじめの疑いに対する組織による迅速な対応については、1人の教員が抱え込まないようにいじめ対策委員会を迅速に開催するなど管理職も入って、そういった組織で対応していくことを大事にしております。

事後対応については加害者、被害者それぞれの立場の子供たちにその行為については指導していくわけですがけれども、子供たちの人格や全てを否定するような指導にならないように、行為についての振り返りをしていきますけれども、加害生徒がその後また立ち直って前向きに生活ができるように、また被害家庭には情報を随時お伝えしながら、今現在学校でどのような状態になっているかっていうところ、それから今後の指導方針等を的確にお伝えしながらともに進めていくことをやっております。

今井次長： ありがとうございます。では小学校長会の関口様お願いいたします。

関口委員： 小学校についても先ほどお話のあった通り高等学校中学校と同様です。未然防止としましては、県のいじめ対応マニュアルをもとに各校でマニュアルを策定しております。その見返しも毎年行っているところです。また日々の生活の中で、道徳教育や人権教育はもちろんのこと、授業の中で子供たち一人一人の考えを大切にしたり、子供たちが自己肯定感を高められるような声掛けをしたりしながら学校作り学級作りを進めております。小学校の子どもたちは、その一言が友達を傷つけてしまったり、悲しい思いにさせてしまったりというところになかなか気づけないところがあります。そういったところを担任それから他の教職員の方で日々見つけながらその都度指導したり、道徳の中で一緒に勉強したりしております。

先日も本校で弁護士の先生による小学校でのいじめの予防授業を実施しました。5年生でしたが、とても勉強になったという感想がありました。他にも職員会議や職員研修の時間を利用して、教職員の人権感覚を高める研修等を行っております。

早期発見・早期対応としては、教職員がそれぞれの立場で子どもたちの様子を観察して、必要な情報を全職員で共有しながら子どもたちの心の見守りをしております。そのためにも学校生活アンケートを学期に1回以上行ったりしておりますが、以前は紙でアンケートみたいな形で行っていたものが現在は1人1台端末ありますので、iPadで入力したりしながら早く集計をしたりして対応できるようになってきております。ただ、やはり子どもたちと直接言葉を交わして、子どもたちの気持ちに寄り添えるような指導をしていきたいというふうに考えております。校内の相談窓口を児童だけでなく保護者の方にもお知らせして、保健室、それから校長室だったり職員室だったり、そういったところで気軽に相談もできるんだよというのは学校で周知徹底しているところです。場合によってはスクールカウンセラーの先生に関わっていただいたり、支援会議等もお願いしてその子供たちの様子については把握した

りしているところです。いじめと疑われる内容についても多くの職員で共有して、個人ではなく組織で対応はできるようにしております。そのためにも職員間での報連相、そういったことを日々大切にしております。

今井次長： ありがとうございます。私学教育協会三浦様お願いします。

三浦委員： 私学の方は、組織としてこのような取組をしているという情報交換をしたことはありません。各学校が県で示してくれたマニュアルや方針、そういうものを各学校が独自に取り入れながら職員研修を含め、生徒に対応しているというふうに私は理解をしています。

今井次長： ありがとうございます。中央児童相談所 淵上様お願いいたします。

淵上委員： 未然防止に関して、虐待、子ども虐待等の要保護家庭等何らかの形で子どもを育てることに困難を抱えている要支援家庭やどの機関がどのように支援しているかっていうところを把握しており、定期的に二、三ヶ月ごと。市町村が運営する要保護児童対策地域協議会へ参加しています。

早期発見・早期対応について、いじめに関わる相談を学校としているんだけどなかなか思うように進まないといったケース年間数件程度こちらの方に寄せられる場合もあります。そういった際には、実際お話できそうな方や教育委員会等に繋ぐことをやることもあります。また、子どもの学校での不適応や暴力行為といった話が入ってくる場合もありますので、感度を上げながら把握するような形に努めております。

事後対応に関して、児童相談所は子どもの相談を受ける行政機関であるので、警察から触法行動があったお子さん、14歳未満のお子さんについてはこちらの方に通告が来ることになっています。その内容についてどのように考えていくか、子ども本人がどう理解しているのか、お子さんの特徴はどうかとかそういったようなことをアセスメントしたり支援策を一緒に考えたり、親御さんがどんな支援ができそうかを確認していく形で相談支援を進めていくことはあります。また個人情報にもなりますので、保護者の方の了解があった場合所属の学校・関係機関とも支援会議を行い、その辺の共有をして連携を図っていくことがあるかと思えます。

今井次長： ありがとうございます。続いて県警察本部生活安全部人身安全・少年課 羽毛田様、お願いいたします。

羽毛田委員： 警察の取組状況では、未然防止の関係は、県下各警察署の警察官とかスクールサポーターによる非行防止教室を、各学校に赴きまして実施しています。そうした中で規範意識の向上とか SNS の適切な利用だとかそういった部分に尽力をしているところです。

早期発見・早期対応では、街頭補導、事件相談の受理、少年相談、年少者の家出や行方不明事案への対応等、各種警察活動を通して、その背景にあるいじめや家庭の問題等の把握に努めております。把握した児童については内容に応じて先ほど児童相談所の方のお話にもご

ございましたとおり、児童通告という形で児童相談所の方に繋げることもありますし、学校や教育委員会に繋げて情報共有を図って対応をお願いすることもございます。

事後対応について、警察は第一義的にはいじめの問題は、教育現場に対する配慮が必要であると認識しており、警察が前面に出ることは少ないわけですが、被害を受けた児童生徒の生命や身体、財産に被害を生じている、又はその疑いがあるというような深刻な事案の場合には、積極的に捜査調査を行い、当該児童の検挙補導等の措置を講じるといった形で関わることもございます。

また、警察本部の方に設置した「ヤングテレホン」は従前昼間の時間帯だけの対応であったところ、現在は 24 時間対応としていまして、夜間・休日でも当番の者が電話相談に応じ早期に把握をするという形がとれるよう改善を図ったところです。

今井次長： ありがとうございます。では県の関係部局の方からお願いいたします。

心の支援課： 県関係部局代表して発表させていただきます。時間の都合もございますので、一部発表します。また補足に関係機関の方がお願いできればと思います。まず未然防止の取組では人権講師派遣事業を行っています。子どもたち自身や子供を支える教師保護者を対象に、中学校時代にいじめ不登校、いじめていい人なんていない、命の尊さなどをテーマにその当事者の方を講師として派遣しています。令和 4 年度は 12 月までに県内の小中高等学校特別支援学校の 64 校で実施予定です。この他に先ほどご発表いただいた弁護士によるいじめの予防授業もあります。

高校生 ICT カンファレンス長野大会、こちらインターネットを介して行われるいじめの未然予防を含めて高校生が自主的にインターネット利用のルールやマナー作りを考える、そういう催しです。今年度は 9 校 38 人で議論を深めて県代表になった松本工業高校福島華さん、全国大会に参加してプレゼンを行った結果、福島さん全国から参加した高校生の代表として 12 月 18 日、内閣府、総務省、文科省訪問して提言を届けるということになっております。

次いでいじめ不登校地域支援チームでは各教育事務所にいじめ不登校相談員を配置していじめや不登校に悩む児童生徒への支援とともにスクールソーシャルワーカーとの連携により、児童生徒を取り巻く環境を改善する総合的な支援を行っております。

次の早期発見・早期対応の取組では、児童生徒が抱える悩みに対応し安心して学校生活を送ることができるよう県民文化部の子ども支援センターの電話相談、県教育委員会の 24 時間相談電話並びに LINE による学校生活相談体制、それとスクールカウンセラーの配置、派遣あるいは緊急派遣などの相談支援体制をとっております。またいじめ不登校暴力行為などの背景にある家庭的な問題に対応するため、スクールソーシャルワーカーを各教育事務所に配置するとともに、19 の市に派遣して、地域や専門機関等と連携し、困難を抱える児童生徒を取り巻く環境の改善に向けた総合的な支援を行っております。

次に事後対応等の取組についてです。いじめに関わる事態で、残念ながら收拾に向かわなかった場合に子ども支援委員会による人権救済それと長野県学校支援チームというものが組織されていて、その事案に対応することになっています。当課の事業であります長野県学校支援チームのメンバー構成はこの資料の上からの事後対応等のところを見ていただいで

わかる通り弁護士、医師、心理士、社会福祉士、精神保健福祉士その他学識経験者等がそれぞれの状況に応じて学校支援に当たるようになっております。説明は以上になりますが今後このような取組を充実させていく方向で進めて参ります。

今井次長： はい、ありがとうございました。補足ありましたらお願いいたします。

次世代サポート課： 当課では、情報モラルに関して、PTA や地域における研修会を補助させていただいております。ネットいじめは、いじめ全体では占める割合が 3.7%ということでまだまだ多くはないのですが、匿名性を考えると今後深刻になっていく恐れもあると思っておりますので、当課としては、情報モラルの研修会等通じて、いじめ防止に取り組んでいきたいと思っております。

今井次長： はい、ありがとうございました。こども家庭課はいかがでしょう。

西村委員： 児童相談・養育支援室から補足します。県の関係部局、早期発見・早期対応のところの子ども支援センター、この相談窓口ですが、平成 27 年 4 月から条例に基づき設置した総合的な子どもの相談窓口でございます。月曜日から土曜日まで、子ども・家庭課の中にある事務局に 3 名の相談員が 2 名体制で電話をはじめとする相談を受け付けています。令和 3 年度の状況を見ますと年間で 653 件の相談がございましたが、そのうちいじめに関する相談は 32 件、全体の 4.9%ということで、比重的にはそんなに多くはないところです。しかし相談の内容によっては、担任の先生と相談しても動いてくれない等親からも同様の悩みがあるというようなこともあります。一義的にはその所管する、市町村教育委員会や学校、あるいは高校生の場合は県教委等関係の所管の部署に繋いでハブ的な機能を果たしている相談窓口です。毎年度相談件数は増えてきているという感想を持っております。

今井次長： はい。ありがとうございました。それぞれの団体の皆様から、取組計画を新しく更新していただきまして、未然防止、早期発見早期対応、事後対応と三つの観点から発表いただきました。まず各団体の発表についてご質問等がございましたらお願いをいたします。

曲渕委員： 県警の方からご紹介いただいた 24 時間の電話相談ですが、社会福祉士会も 24 時間相談をやっております、そこは児童虐待と DV に一応特化してはいるんですが、県警様の方はどうというタイトルでやってらっしゃるか教えていただけますか。

羽毛田委員： はい。先ほどもちょっと申し上げましたが、「ヤングテレホン」というふうな言い方をしております、少年相談の窓口になります。子どもの養育に悩むお母さんとか、子ども本人が学校でいじめられてしまったとか、友達に万引きしている人がいるけどどうしたらいいかなとか、そんなような相談が多いというのが「ヤングテレホン」です。

曲淵委員： ありがとうございます。というのも 24 時間っていうのはけっこう限られているので、子どもが学校終わった後から 22 時とか 23 時ぐらいまで相談できるというのは限られていて、その時間帯にやっているのは貴重かなと思ってお聞きした次第です。

今井次長： 県警さんの「ヤングテレホン」の広報や周知はどのようにされているでしょうか。

羽毛田委員： 県警のホームページで出しておりますし、先ほどの非行防止教室の機会等に、いつでも電話してもらっていいからね、ということで、児童生徒の皆さんに周知を図っています。

今井次長： 改めてこの取組計画の一覧表をご覧くださいまして、最後の欄に課題という欄がございます。この課題について皆様方からご意見をいただければなというふうに思っています。いくつか課題が挙げられていますけれども、この中からネットに関するいじめというのがここにきてだいぶ件数的にも、事例的にも出てきているのではないかと感じています。ネットに関するトラブルとかいじめについての対応に向けてその連携のあり方ということでテーマを絞って、意見交換できればと思います。まず学校の実情をお話いただければと思います。まずスマホの所有率 97%の高校からどうでしょうか。

吉澤委員： 高等学校ですが、多いトラブルは許可なく撮影するということです。隠れて友達顔を撮ったり動画を撮ったりして、それを SNS にアップしてしまう。友達伝いで撮られた本人が見て、嫌な思いをするトラブルは多いと感じております。

三浦委員： 私立高校ですが、逆の発想でお伝えしたいのですが、コロナの感染拡大の中で、加害者はすぐ被害者になるという状況が学校や社会にありました。友達や周囲にうつってしまった、また逆にうつってしまった等、そのことから自分が加害者から被害者になるという中で、私は良い人権教育並びに情報共有ができたかなと思っているところです。いじめの問題を抽象的に話をしてもなかなか子どもたちには響かないところがあるのですが、自分が友達やクラスの子にうつしたことによって、自分がまた非難されるという状況の中で本当に子どもたちは成長したかなっていうのが、私自身が感じているこのコロナ禍での人権教育であり、またいじめ問題への教育だったかなと思っているところです。

私がすごいなと思うのは、小中学校でやはりいじめ問題に関する教育をかなり受けてきているので、高校では分別のついている生徒が多いのかなということを感じているところです。特に発達障がいの子どもに対する温かい対応っていうのは、見ていても本当にほっこりするぐらいです。子どもたちは発達障がいの子どもの行動を非難中傷したりいじめたりするのではなく、温かくそれを見守っていく姿を目にして、小中の教育の成果が高校に来て子どもは成長しているなと思います。高校では全くいじめがないというわけではありませんが、そのようなところを感じているところです。

今井次長： はい、ありがとうございました。では中学校はいかがでしょうか？

林委員： かつては高校に入ったらスマホを買ってもらう形で、高校の合格発表の日に買いに行っていたこともあったようですけれども、県の調査等でも中3になると所持率は半数以上60%ぐらい、上田市の方はもう少し高い、本校はもう少し高いのかなと捉えております。そういった中で1人1台端末もあって、簡単に友達の写真を撮ってしまうところもあり、日々そういったリスクを持ちながら子どもたちは生活しています。簡単に撮ってしまって、それで友達同士のLINEで回してしまったこともあると思います。そういったときにすぐに訴えが私達のところに入ってくると拡散する前に指導を入れることもできるのですけれども、学校でそして目の前で起こっていることとまた違いますので、見えづらさがあり指導が少し後になってしまうこともあります。動画とかInstagramでもすぐ消えてしまうもの等あって、子どもたちの方が使いこなしていますので指導が追いつかないというか難しさもあるかなということも思います。

しかしメディアコントロールについては地域全体で、幼保小中また高校の方も一緒になって、早期からの保護者への啓発であるとか、子どもたちにも繰り返しネットの怖さやとネットのなかでどんないじめがあるのか、ということは、繰り返し指導することによって一定程度は子どもたちがその怖さを知って、自分が困らないよう対応していく力をつけていったりすることが大事なのかなと思っております。

今井次長： はい、ありがとうございます。小学校現場はいかがですかね。

関口委員： 小学校の方ではそのスマホ自体はまだ持っている子どもは少ないですし、そういったネットに情報が拡散するということは少ないと思います。ただ子どもたちが1人1台端末としてiPadを普通に手にして授業の中でも使っているのが現状であります。本当にネットに繋がるので自由にゲームに繋がったり、そういったところから入ってきたりする情報はすごく多いです。その中から取捨選択していくことが必要ですが、余計な情報が入ってしまうっていうようなリスクが高いという不安を感じています。また、iPad使いながら何か写真を撮ってくるという活動をしているのですが、子どもたちの方でそうやって自由にiPadで写真を撮っていく、そういったものが習慣づいてしまうと、中学校高校に行ったときに友達の写真を気軽に撮ってネット上に許可なく流してしまったりすることに繋がる恐れもあるので、小学校でも情報モラルはきちんと指導していかなければいけないと感じています。

ただやはり教職員の様子を見たときに、ICTにすごく特化して力のある先生方はいいのですが、年配の職員をはじめそういったところをすごく苦手になっている職員もおりますので、関係機関の先生方に教えていただいたりするところを大事にしていきたいなと思います。県や市町村の教育委員会から派遣していただく先生方には大変救われているのが実情であります。

今井次長： 今小中高それぞれの学校現場の実情、悩み等についてお話をいただきました。ここに関わりまして、ネットに関するいじめ問題あるいはトラブル、そういったことに関して、こんな連携ができるのではないかなということも含めて、お話をさせていただければと思います。

曲淵委員： Twitter の質問箱というのがあってそこには匿名で質問ができるのですが、そこで誹謗中傷されるケースが多いと感じています。先ほど 1 人 1 台端末になり端末から相談ができるとありましたが、あとで送信取り消しもできてしまうので、もし相談する場合だったら問題のあった内容をスクリーンショットで撮っておく等、そういう対策もあるかなと思いました

淵上委員： 端末を渡した後、学校では使い方を定期的にチェックするのか、管理はどうなっているのか気になります。保護者がスマホを渡すときには約束や使い方などを確認しますが、学校から渡されているものは当然セキュリティも大丈夫になっていて変なところまで行かないようになっているのではないかと保護者は勝手に想像しているかもしれません。時々飛び込んでくる相談の中に悪気もなく、端末で裸を撮っていた等の話があり、リスクを知らないまま使用しているのではないかと心配になることがあります。最初に端末を渡すに当たっての学校側の対応はどうなっていますか。社会でルール違反になるかも、相手を傷つけるかも等、そのような話をするなど、渡す段階ではどんな形になっているのかお聞きしたいところです。

今井次長： 小中では 1 人 1 台端末が貸し出しということになっていると思いますが、貸し出す際の約束事等モラルも含めてそのあたりはいかがでしょう。

林委員： 中学校です。コロナ禍 1 年半ぐらいですかね、あつという間に子どもたちは端末を使いこなす状態になっています。ある程度教員側でルールについては示しましたが、本校では子どもたち自身で生徒会の活動の中で Chromebook の使い方についてのルールを決めようということになりました。全校集会を実施し、原案に対してもっとこういうルールをして決めていこうっていうことで決め出したルールを定期的に振り返っています。「Chromebook を適切に使っているか振り返りましょう週間」みたいなものがあって、各クラスで報告ということ子どもたち自身の取組として実施しています。教員もちろん、子どもたち自身が、自分たちで自立していくっていうところを目指したいと思っております。中学はそんなような状態です。

関口委員： 小学校でも 1 年生にも iPad が 1 人 1 台ありますので、基本的な決まりは各校においてきちんとあります。それをもとに担任の方で指導しながら使っていきます。ただ先ほどもお話をさせていただいたように、教職員でも得手不得手もあるので、十分指導できるように市町村教育委員会からメディアコーディネーターの派遣みたいな形で研修をしたりしながら、児童生徒に指導していく形でいます。マニュアル、情報モラルに関する決まりごとみたいなものは各校であります。

三浦委員： 私の学校では 99.9%がスマホを持っていますが、学校に来たら全部学校が預かるということをしています。家に帰ると自由にスマホが使えます。学校にいる間は学校が貸与したセキュリティがかかった、アプリの限定されたタブレットを使って授業を行っています。しかし学校の中でそれを破って使いこなしている生徒もいるようなので、これは追いかけてこにな

ってどうしようもない問題だろうと思っています。また家に帰れば自由にスマホが使えて、裸の画像に他の人の顔をくっつけて拡散するっていうようなこともあったと聞いています。こればかりは規制で何とかなる問題ではなく、ネット社会の中でどう子どもたちが生きていくことを教えていかないといけないのかなと思っています。

長野市の例の公園廃止問題について、表現の自由から自由に意見を述べる場があってもいいのに、多分かなり誹謗中傷されているかなと想像しているのですけれども、大人もどうネット社会の中で生きていくかについて、もう一度みんな考えていくしか、力による予防はできないと思っています。

心の支援課： 県立高校では端末を自分で用意しているところですが、アプリ等も学校によって違っていると思います。小中学校では市町村教育委員会毎に持ち帰れるというルールは作られていると思います。高校でも学校独自のルールがあり、アプリについても同様に理解しています。先ほどお話があったように長野市さんがタブレットから SOS を出せるシステムを構築されています。他の自治体もノウハウがあれば取組たいというお話ですが、人材がいないとそのシステムを構築できないということが課題になっていると聞いています。当課は県立高校用に Google Form を使って SOS を出せるシステムを作って、今年度中に県立高校用を考えております。

ネットモラルについて、県教委の調査では情報モラル教育が行われているのは、教科の時間や道徳の時間、総合的な学習の時間を使って授業を実施していますが、指導について統一のものはないのかという要望があり、現在県としては次世代サポート課さん、県警の方と連携して「GIGA ワークブック信州」というテキストを作成しております。子ども向けの部分、教職員向けの部分、保護者向けの部分も入っております。デジタルシチズンシップという言葉を使いながらネット社会をどう生きていくかという内容のテキストを今年度中に完成させて、小中学校や市町村教育委員会で使えるように作業を進めている最中です。そういったものが完成して浸透していけば少し懸念することが減ってくることを期待しているところです。

富沢委員： 今お話をお聞きしていて、ネットいじめとネットリテラシーの二つの問題があると思いました。ネットいじめについては、SNS の書き込みで仲間外しをしたりとか悪口を言ったりすることがあると思いますが、それは今この社会で一般的に起こっているものと思っております。いじめが発生するのは、当然、児童生徒が集まる場所であり、これまでは教室で起こっていることが通常だったと思いますが、児童生徒もネットを使うようになりネット間で交流するようになったので、その場がネットに移ったという気も少ししています。書籍によるとアメリカではスクールバスや、廊下でいじめが起きるそうです。アメリカは学校への登下校は基本的にスクールバスで行いますし、教室も持たずに移動教室なので、そういったところでいじめが起きるそうです。そうすると、ネットのいじめに特化して対応するのではなく、今までやってきたいじめの対応をしっかりやっていく、当たり前のことを当たり前のようにする、人権的な考え方を身に付けていくことがいじめ問題に対応していく上で必要ではないかと思っています。生徒自身が自主的に人権の取組をしている学校はきっと今のネット社会にあ

っても、SNSによるいじめとかネットによるいじめはあまり起こらないと思います。ネットやSNSという「黒船」が来たから何かするのではなく、慌てることなく、今までやってきたことを日々の生活の中でしっかりと行っていくことが重要になると思います。

ネットリテラシーの話については、盗撮や、無断で写真がSNSにアップされたり、コラージュみたいな裸の画像と合わせてアップされたりすることをお話されています。ですが、弁護士の業務において、SNS上で匿名非難されたとか、Twitterの質問で匿名での書き込みについて、開示請求があつて訴えられたなどの相談が来たりします。この点については子どもに限った問題ではなく、子どもたちだけに何とかしようというよりは、まず私達大人がネットリテラシーについて考えていなければならず、その上でなければ当然に児童生徒に教えることができないのではないかなと思いました。

吉池委員： いろんな子どもたちに関わっていて思うのが、幸せな子は人をいじめないと思います。今お話にあったように、本当に温かく子どもたちを見守って、大人もその見本になっていけば、いじめはなくなるのではないかと思います。ネットいじめの一番難しいところは目に見えないことです。そこで私達CAPとしてやっていることが、「困ったら相談してもいいんだよ、何かを見て何かを聞いたときに自分がされていなくても、ちょっと嫌だなと思ったらそれは話していいんだよ、それは告げ口じゃなくて相談だからね」という話をします。そのあとのトークタイムで「実はLINEで仲間はずれにされています、抜きたいけど抜けられないんです。」「強い子がいてその周りの子が見ているんだけど自分では言えなかった、でもあの子がいじめられています。」「ネットで書き込みされています」「SNSで写真を流されています」という内容が出てきます。本人の許可を得て先生にお繋ぎすると「え、そんなことあったんですか」ということが多くあります。子どもたちは実は知っているけれど、大人には言っていないことがあるのですね。そして事件になって実は子どもたちは知っていましたということもあり、早期発見のためにはやはり子どもたちの力を借りることも必要だと思います。普段から信頼関係を作っておくことが重要です。CAPをやると早期発見に繋がっていくところは実感しています。

今井次長： 学校現場で非常に苦慮している点について、助言あるいは連携等お話も頂いて心強い限りです。その他いかがでしょうか。

宮川委員： PTAとして、多くの皆様方にこういった形で関わりをしていただいていることに対して感謝を申し上げたいと思います。親がどこまで子どもたちに対してどこまで入れるのかっていうものに対して非常に不安を抱えている親たちもいます。ネットいじめ、ネットリテラシーに関してはやはり親の認知度の差が大きく出てしまうのでは非常にまずいかなと思います。例えば、裸の写真を撮って拡散してしまうことについて、本人が悪ふざけでやったものに対して最終的にどこまで影響を与えていくかを親が伝えていかなければいけないと思います。先ほどの富沢委員からもお話いただいたように、私達大人なんかが無知という部分があつて、PTAっていう組織の中で大人も学べるような機会をもっと増やしていかなければと感じました。私も親の1人として危険なものを全て排除することが子どもたちにとっていいものでは

ないっていうことを考えていて、温室の中で育てた子どもが本当に危険なところに出くわしたときに、その危険を感知する力がないというように私は思っています。広い意味で親や教師以外の違う大人たちが周りから子どもたちに対して教えていくために、もっと連携を広くしていく機会を皆様方から教えていただきたいというように思っています。

今井次長： 本当に使いながら身につけていくしかない中で、どうしてもトラブルも起こるし行き過ぎた行動も起こります。そこに適切に対応していくために今いろいろな連携の在り方や助言等のお話をいただきました。ありがとうございます。

残りの時間で、少しお話したいというようなことがあればいかがでしょうか？

宮川委員： PTA 会員が県内小中で 15 万人ぐらいいます。いじめが起きてしまったらこういう対応ができる等、長野県のそれぞれの組織の中で共有できるような場を作っていただければ、また私たちのホームページ内にリンクを貼るといった部分ができるのではないかと思います。せつかく作っていてもそれを周知しなければもったいないと思いますので、出来上がったものに対してのフォローアップをしていくことをお願いしたいなと思います。

心の支援課： 例えば各団体が持っているホームページに取組を載せていただいて、リンクが飛ぶなど、本日の構成団体の一覧として見られて、いろんなところのことが知ることができるというように捉えてよいですか。

宮川委員： それぞれの団体の中でこのページは有効であるものを紹介していただければ、それを私達のホームページの中でこれを見て欲しいっていうことになればよいと思います。

今井次長： よいご提案を頂きましたので、情報収集しながら進めていければというふうに思います。

曲淵委員： 心の支援課に質問ですが、「データで見る長野県の子供の現状」で示されている文科省の調査では、不登校の要因がいじめはごく少なく、また中途退学者の原因もいじめは非常に少なく、一番多いのが進路変更や学校生活学業不適應となっています。私事で恐縮ですが、息子が私学の高校を途中で転学した経験があり、おそらく進路変更になっていると思いますが、掘り下げていくといじめ等の人間関係のトラブルがあります。せめて不登校はもうちょっともう一段掘り下げるといじめに当たるのではないかと日々感じております。

心の支援課： ご指摘の通り文科省の方の調査ですのでその質問項目や答え方等もそれに沿って回答するようになっています。当事者ではなく学校が回答しますので、そこでどんな回答するか判断の曖昧さはもちろんあるかと思います。県の独自調査で中退等について調査をしていますので、そこから支援に繋げていきたいと思っております。

三浦委員： 私立高校の立場で言うと、今の子どもたちは人間関係を構築することに苦労していると感じます。1年生から2年生に進級するとき、クラス替えをするたびに人間関係が壊れてしまって、

進路変更したい、通信制に行きたいと申し出があります。今通信制の高校は認知されていますので、友だちと関わらないで勉強だけしたいという子どもが増え、それにつれていろいろと話をしようと思うのですけども、壁に当たるとすぐに進路変更したいと言っています。しかも1ヶ月以内にすぐ転校になってしまいます。通信制の方もすぐに受け入れてくれて通信制高校が充実してきているということだと思いますが、中学校から全日制の高校に行かないで通信制の高校に行く傾向も強くなっており、特に長野県の数は多いです。この傾向は他人との人間関係を構築することに抵抗感があるのではないかという問題意識を個人的にはもっています。

野中局長： 課題でも書かれている相談体制の充実について、相談の手段としては電話ですが、最近では家庭に1台電話がないところが多いので、高校生以上はスマートフォンで相談できると思うのですが、スマートフォンを持っていない割合が高い中学生以下の子どもは、どうやってこの電話相談に繋がっているのだろうと疑問に思うことがあります。一人一台端末を使った相談フォームが、県知事部局の子ども支援委員会などへ、メール相談のような形で受けとれる体制にして、繋げていただくことが可能なかどうか、電話を前提とした相談体制が本当にいいのかどうかというところを学校関係委員の方もいらっしゃいますのでご意見いただけたらと思います。

今井次長： 時代の在り様が変わってですね、電話だけでは対応できないのではないかという不安があるということです。電話では相談できない子どもたちに対してどう対応していくかということとを県としてもしっかり考えていく、今そういう時代になっているということでしょうか。

野中局長： 子どもたちに「先生に言ってみたら？」と言うと「先生には言いづらいなあ」と言っている姿もあり、第三者だからこそ話せることが多いので、タブレットが直接繋がるのがよいことなのかどうかわからないところもあります。教育委員会に繋がることだけがいいのか、あるいは他の機関への繋がるほうがいいのか、意見を寄せていただいて県の方と一緒に検討させていただければと思います。

今井次長： 時間が迫ってまいりましたので、協議を終わりにさせていただきたいと思います。ありがとうございました。それぞれのお立場から、様々な角度で大変貴重な意見いただきました。県といたしましても、皆様からいただいた意見を今後の取組にいかしてまいりたいと思います。またそれぞれの機関団体におかれましても、いじめ防止の取組がますます一層推進されて長野県の全ての子供たちが笑顔で生活できるよう、連携が深まることを最後をお願いいたしまして、協議を閉じたいと思います。ありがとうございました。